

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】

3655

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、区役所の保健福祉課の事務分掌に子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する事務を加えることにしました。

この規則は、平成26年11月4日から施行することにしました。

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第56号

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条保健福祉課子ども・家庭相談係の項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 子どものための教育・保育給付の支給認定等に関すること。

付 則

この規則は、平成26年11月4日から施行する。